

「上司とのトラブル」、「嫌がらせ・いじめ」及び「パワーハラスメント」の整理（考え方の例）

1 具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（項目 30）（現行）

上司から業務指導の範囲内（※）である指導・叱責や、業務上の対立を評価する項目。

※ 業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導であるか。

2 具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」（項目 29）（現行）

上司が部下に対して行った業務指導の範囲（※）を逸脱した言動と同僚等が多数で結託して行う不快な言動（誹謗中傷、無視等）、又は暴行を評価する項目。

※ 業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導であるか。

3 具体的出来事「パワーハラスメントを受けた」（主に身体的、精神的な攻撃の種類）（仮称）（新設）

上記2のうち、「パワーハラスメント」に当たるもの。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は「パワーハラスメント」に該当しないこととされているため、「上司とのトラブル」に当てはめて評価される出来事が「パワーハラスメントを受けた」（仮称）に該当することはない。

